

「憲法の理念の実現を求め緊急事態条項の創設に反対する意見書
提出を求める」について

請 願 者

紹 介 議 員 下奥奈歩

(要旨) 現行の日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、主権在民の三大原理を掲げ、戦後の我が国の平和と繁栄を支えてきました。しかしながら、未だその崇高な憲法理念が社会の隅々にまで十分に活かされ、実現しているとは言い難い状況にあります。

憲法第99条において憲法尊重擁護義務を負う国会議員は、まずは現行憲法の理念を具現化するための施策に尽力し、国民生活の中に結実させるべきです。それを怠ったまま、「現行憲法は時代に合わない」という抽象的な理由から、国家権力の肥大化を招きかねない「緊急事態条項」の創設を突破口として軽々に憲法改正を論じ、発議へと持ち込むことは、立憲主義の観点からも許されません。

大規模災害やテロといった緊急事態への備えは重要ですが、我が国には現行憲法第54条第2項および第3項において「参議院の緊急集会」の規定が存在し、民主的な国会機能を維持しつつ迅速に対応する仕組みがすでに確立されています。当該条文内には、緊急集会の活動期間や日数を制限する文言は一切書かれていません。また憲法制定時に憲法担当大臣が述べた通り、緊急集会とは「いかなる有事でも議会統治（民主主義）を貫くため」に用意されたものです。つまり、現行憲法の範囲内、とりわけ「参議院の緊急集会」を柔軟に解釈・運用することで、甚大な非常事態にも十分に持続的な対応が可能です。したがって、内閣への権限集中や私権制限の危険性を孕む緊急事態条項をあえて創設する必要性や合理性は認められません。

以上の理由から、下記を内容とする意見書を国会および政府に対して提出することをお願いいたします。

記

- 1 現行憲法の理念を十分に活かして実現することに全力を尽くし、安易な憲法改正の発議を行わないこと
- 2 緊急事態には現行憲法第54条に規定された「参議院の緊急集会」等の法制度で十分に対応可能であり、新たな「緊急事態条項」の創設は不要であること